

4th APWS 成果文書の策定プロセス及び分科会

4th APWS 合同運営委員会

1. 4th APWS 成果文書（熊本宣言）の策定

- ① APWF 事務局が、1) 熊本市、2) 関係省庁会議・国内学識者、3) 4th APWS 合同実行委員会メンバー、4) APWF メンバー機関、5) 各テーマ別分科会主催・共催機関の意見を聞きつつ、4th APWS の成果文書（以下、熊本宣言という）の原案を作成する。
- ② 熊本宣言（原案）が、上記関係者（1～5）から基本的な合意を得られた後、4th APWS の参加対象国（49 개국）に対して意見照会を行う。
- ③ APWF 事務局は、各国からの意見を踏まえて熊本宣言（案）を作成し、上記関係者（1～5）及び4th APWS の参加対象国とともに内容の精査を行う。
- ④ 関係者等と調整が整った熊本宣言（案）は、4th APWS の第1日目午後開催されるハイレベル円卓会議において、最終確認・採択を行う。

第4回アジア・太平洋水サミット (4th APWS)

第1回合同実行委員会

2. 分科会

- ・ 分科会トピックスは、4th APWS のテーマである「持続可能な発展のための水～実践と継承～」又は、熊本宣言の内容に関するもので、具体的な事例、施策等、熊本宣言を実践する上で、アジア太平洋地域各国にとって有効なものとする。
- ・ 2019年9月頃より、分科会主催機関の募集開始し、2019年内に、分科会主催機関を決定する予定。
- ・ 分科会主催希望数が多い場合、新たに分科会を開催できる時間と場所を検討する。

第3回サミットを踏まえた分科会トピックス (案)

3rd APWS で採択された「ヤンゴン宣言」を参考に、以下4つを柱とする (案)

①「健全な水循環管理」

(例) 地下水流域管理、生態系や貧困層にも配慮した持続可能な河川管理とダム開発、持続可能な湖沼流域管理、渇水リスク下における水と食料の安全保障

②「ガバナンスと包括的な開発」

(例) 持続可能な水供給に関する運用・管理とまちづくり、污水管理主流化にかかる制度設計とその実施、途上国貧困農村コミュニティにおける水と衛生へのアクセスと教育、水関連災害リスク管理・気候変動対策実施のための科学技術とガバナンス

③「水関連 SDGs 達成のための金融手段による解決策と投資」

(例) 水関連 SDG 達成のための金融手段：新たな資金メカニズムと民間企業の参画、ライフサイクルコスト評価に基づく調達促進、民間企業による ESG 投資と持続可能な調達

④「全てのレベルにおける水協力」

(例) アジア太平洋地域における「国際行動の10年：持続可能な発展のための水」の実施、アジア・太平洋地域各サブ地域に焦点を当てたセッション